

(8)ミックスペーパー啓発袋の配布について

伯耆町では、分別による可燃ごみの減量化を推進しています。
その取り組みの一つとして、古紙類の分別を推進するため、ミックスペーパー啓発袋を配布します。

ミックスペーパーは「古紙類」の回収日に、今回お配りしたような半透明又は透明の袋に入れて出すことができます。

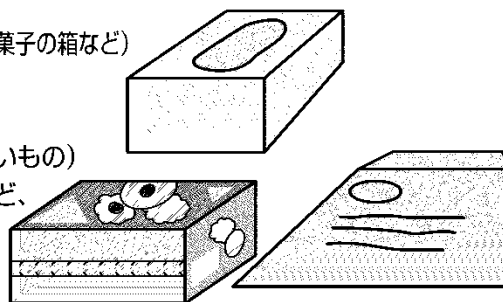
- ※今回お配りする袋は指定袋ではなく、啓発用のものです。
- ※半透明又は透明のビニール袋であれば収集します。

1. ミックスペーパーとして収集するもの

他の古紙類（段ボール等）以外で、「汚れていない」「臭いが無い」紙であれば、身の回りにある紙ごみのほとんどをミックスペーパーとして資源化できます。

【例】

- 紙箱（カレー等の食品の紙箱、ティッシュの箱、お菓子の箱など）
 - はがき、ダイレクトメール、封筒
 - 紙袋、包装紙
 - 紙切れ、メモ紙 など（名刺サイズより大きいもの）
- ※ティッシュの箱や、窓付き封筒のセロハンなど、紙以外の部分は取り除いてください。



2. ミックスペーパーの出し方

透明か半透明のビニール袋に入れて出してください（ひもで縛る必要はありません）。

3. ミックスペーパーとして出せないもの

- ・段ボール等の他の古紙類は、従来どおり分別し、ひもで縛ってください。
- ・次のものは「可燃ゴミ」として出してください。

- 表面にビニールやアルミのついている紙、カーボン紙、感熱紙（レシート等）
- 水に溶けない紙（紙コップ等）
- 汚れた紙（汚れを拭いた紙、油を吸った紙等）
- 臭いのついた紙（洗剤・石鹸の箱、線香の箱等）
- 写真、アルバム

地域整備課 環境整備室

担当 本庄 直哉

電話 68-5539

FAX 68-3866

Mail kankyouseibi@houki-town.jp